平成２１年（フ）第２０７号
横浜市青葉区あかね台１丁目18番地６　コーポ鎌田101、開始決定時の住所横浜市青葉区桂台２丁目38番地３　コープタウン青葉台16号
破産者　木村　芳紀
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０８号
横浜市青葉区あかね台１丁目18番地６　コーポ鎌田101、開始決定時の住所横浜市青葉区桂台２丁目38番地３　コープタウン青葉台16号
破産者　木村　京子
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１４９号
横浜市西区宮ケ谷25―２　三ツ沢ハイタウン１―214、住民票上の住所横浜市磯子区栗木３丁目27番８号
破産者　遠藤　大輔
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６１５号
岐阜県関市迫間台１丁目９番４号
破産者　根尾由美子
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２０年（フ）第１７４号
兵庫県加西市北条町西南402番地の12
破産者　藤井　則男
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

平成１９年（フ）第１６８号
島根県出雲市上塩冶町473番地
破産者　飯國　信貴
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成１９年（フ）第１０１号
大分県玖珠郡玖珠町大字四日市216番地の１　ＮＴＴ住宅Ｗ―４
破産者　黒木　博幸
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２０年（フ）第１０２号
大分県日田市大字庄手540番地
破産者　石松　義喜
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２０年（フ）第１５２５号
さいたま市南区鹿手袋４丁目18番13号　ＡＯＢＡハイツ203号、旧住所東京都杉並区和田１丁目36番23号　セダーハウス103内山方
破産者　藤田　明広
1　決定年月日　平成21年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第６６７号
静岡県田方郡函南町間宮184番地の９
破産者　向笠　健一
1　決定年月日　平成21年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第７２９号
仙台市青葉区藤松８番３号
破産者　坂本　　寛
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７８１号
仙台市太白区茂庭字人来田西56番地の17
破産者　松本　弘美
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７４号
宮城県大崎市岩出山字東川原町９番地２　ドミール南里101号室
破産者　鎌田　　朋
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第３１号
秋田県能代市天内字家回11番地６
破産者　須合　　勉
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２０年（フ）第６６７号
川崎市宮前区平２丁目12番４―305号　セントラルタウン
破産者　大沼　　隆
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第５６号
川崎市高津区子母口348番地　ＷＩＮＧ　Ｉ102
破産者　中村　浩二
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
川崎市川崎区中島３―18―10　美和ハイツ201、住民票上の住所川崎市川崎区大島３丁目38番４号
破産者　金澤　香里
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１５４号
東京都大田区大森西２丁目14番４号　アパートメント桜樹101号室、住民票上の住所川崎市川崎区浜町１丁目７番５号
破産者　金子　庸枝
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係